（略）		
第八条第二項	（略）	「都道府県知事」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して都道府県知事」と
		「都道府県知事に届け出なければならない」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の所管大臣を経由して都道府県知事に通知するものとする」と
（略）		
（削る）		
第十三条第四号	（略）	
第十三条第五号	（略）	
第十三条第六号	（略）	
	（削る）	
第十四条第一項	（略）	
	申請書を都道府県知事に提出しなければならない	書面をもって都道府県知事に申し出るものとする
第十四条第二項	（略）	
	都道府県知事に提出しなければならない	都道府県知事に申し出るものとする
第十四条第三項	（略）	
第十七条第一項及び第三項	開設者又は管理者	管理者

（臨床研修を修了した旨の登録の申請）

第二十一条　法第十六条の六第一項の規定による登録を受けようとする者は、様式第一号による申請書に臨床研修修了証及び医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（略）		
第八条第二項	（略）	「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と
		「厚生労働大臣に届け出なければならない」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の所管大臣を経由して厚生労働大臣に通知するものとする」と
（略）		
第十三条第一項	開設者	所管大臣
第十三条第二項及び第三項	開設者	所管大臣
	指示	勧告
第十四条第四号	（略）	
第十四条第五号	（略）	
第十四条第六号	（略）	
	指示	勧告
第十五条第一項	（略）	
	申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない	書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする
第十五条第二項	（略）	
	厚生労働大臣に提出しなければならない	厚生労働大臣に申し出るものとする
第十五条第三項	（略）	
（新設）		

（臨床研修を修了した旨の登録の申請）

第二十一条　法第十六条の四第一項の規定による登録を受けようとする者は、様式第一号による申請書に臨床研修修了証及び医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。